



日本放送協会の番組関連情報配信業務の 競争評価について

総務省情報流通行政局
放送政策課

令和6年11月

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずる。

1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

(1) 必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とするとともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと

※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

(2) 番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①～③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

(3) 受信契約

受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

2. 民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化

NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じることを義務付ける。

NHKにおけるプロセス

①業務規程を策定・公表
(第20条の4第1項)
経営委員会での議決
(第29条第1項第1号ヨ)

- ・番組関連情報配信業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、業務規程を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ・変更しようとするときも同様。
- ・業務規程は、経営委員会の議決事項

①実施状況を評価
(第20条の4第4項)

- ・NHKは、少なくとも3年ごとに、番組関連情報配信業務の実施状況について評価。
- ・その結果を総務大臣に報告。
- ・NHKは、必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。

②業務規程の届出
(第20条の4第1項)

②評価結果報告
(第20条の4第4項)

変更の勧告(業務規程が法第20条の4第2項各号に適合しない場合等)
(第20条の4第6項)

変更の命令(変更の勧告に、正当な理由なく変更しない場合等)
(第20条の4第7項)

※上記勧告・命令を行う場合は、電波監理審議会への諮問が必要。
(第177条第1項第2号)

総務省におけるプロセス

NHK から業務規程の届出・評価結果の報告があったときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

総務省

③・③意見聴取
(第20条の4第5項)

④検証結果をNHK予算の大臣意見として諮問
(第177条第1項第3号)

⑤答申

検証会議
学識経験者
利害関係者

電波監理
審議会

⑥NHK予算に意見を付して提出
(第70条第2項)

国会

※ 図内の条項は、改正放送法に基づく条項。

1. 概要

※ 令和5年11月から7回開催

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の下で開催された公共放送ワーキンググループの取りまとめ(令和5年10月18日)「3. NHKのインターネット活用業務の在り方」を踏まえ、日本放送協会(NHK)のインターネット活用業務が必須業務化された場合における、インターネットを通じたテキスト情報等の配信に関し、民間放送事業者等との公正な競争環境を確保するために実施する競争評価の仕組みが円滑に機能するよう、NHKによる検討や、NHK及び民間放送事業者等の関係者による議論を促すもの。

2. 主な検討項目

- (1) NHKのインターネット活用業務が必須業務化された場合における、インターネットを通じた情報等の配信に関する競争評価の枠組み(競争評価の体制・プロセス等)
- (2) NHKのインターネット活用業務が必須業務化された場合における、その具体的な範囲や提供条件に係る基本的な考え方及びNHKが策定する原案に関する事項

3 構成員

有識者	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
日本放送協会		
一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会		
一般社団法人日本民間放送連盟		
総務省		

検証の対象とする業務（スコープ）

- 検証会議においては、以下の業務を検証の対象とすることとする。
 - ① 改正放送法第20条の4の業務規程に定められる番組関連情報配信業務
 - ② （①の検証を目的として）必須業務に附帯する業務のうち、インターネットを活用するもの

検証の基本的な考え方（公正な競争・「メディアの多元性」）

- 検証会議では、業務規程の内容等に基づき、以下の観点から検証を行う。
 - ・ 「競争評価の手順」、「その根拠となる情報（エビデンス）」、「評価の結果等の妥当性」等について検討し、当該配信業務の実施による公正な競争への影響の有無（及び公正な競争の確保に支障が生じると考えられる場合における対応）等を検証する。
 - ・ 特に当該配信業務が地域メディアを含む「メディアの多元性」（※1）に影響を及ぼしうる場合は、受け手である国民が多様な情報に触れられる状態にあり、また、民主主義において重要な価値を持つジャーナリズムを実践するメディア間の公正な競争が行われる環境を確保する観点から、検証を行う。

※1 「メディアの多元性」について、公共放送ワーキンググループ（公共放送WG）では、「公共放送と民間放送との併存による二元体制に加え、国民の知る権利を充足するためのメディアとして位置付けられる新聞社・通信社等とも共存・競争する状態を指す言葉」として用いている。

- 検証に当たっては、NHKにおいて実施した当該配信業務に関する経済的な観点からの評価（競争法の枠組みを用いた評価など）及び「メディアの多元性」の観点からの評価を踏まえて実施する。その際には、当該配信業務の費用の規模（※2）のほか、当該業務に係る市場の考え方（影響の有無を検討した他の事業者・サービス、想定する主な利用者層等）、「放送と同一の情報内容、同一の価値であるか」（※3）どうかを考慮する。

※2 NHKは、業務規程に競争評価の指標として費用の規模が把握できる程度の内容を記載することが適当である。（費用の透明性の観点では、競争評価とは別にNHK予算の国会承認プロセス等に基づき担保されるものであることを踏まえ、業務規程においては、厳密・詳細な記載を求めない。）

※3 NHKは、業務規程の策定に当たり、このような観点を含めて評価・検証することとしている。

参考資料

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 座長：三友仁志教授

(第1期) (R3.11～R4.8)

※ R4.8取りまとめ

- ① 放送ネットワークインフラのコスト低減
(共同利用型モデル、BB代替、マスタークラウド化)
- ② 放送コンテンツのインターネット配信
(NHKのネット配信業務、放送コンテンツの価値の浸透 等)
- ③ 経営基盤の強化
(マス排見直し、複数地域の放送番組同一化)

(第2期) (R4.11～R5.10)

※ R5.10取りまとめ

- ① 衛星放送・ケーブルテレビ
→インフラコストの削減について衛星放送WGで議論
- ② 放送用の周波数の有効利用 (放送大学の地上放送跡地)
- ③ 放送の真実性・信頼性の確保 (訂正放送)
- ④ 民放の情報開示の在り方 (コーポレートガバナンス)
- ⑤ その他 (AM局のFM転換 等)

(第3期) (R6.3～)

- ① 放送の将来像 (放送の価値、放送概念 等)
- ② BB代替 (制度的検討)
- ③ AM放送 (AM局運用休止、FM転換 等)
- ④ 継続的な検討課題

現在、第3次取りまとめ案について意見募集中
今後、公表予定

BB代替作業チーム 主査：伊東晋名誉教授

(R4.2～)

※ 過去の取りまとめ
・ 1次：R4.8
・ 2次：R5.10

<現在の検討項目>

- ・ 品質・機能の基本的枠組みの検討 (実証事業による受容性等検証・分析)
(伝送遅延、録画、ふたかがせ、地域制御、緊急地震速報 等)

公共放送WG 主査：三友仁志教授

(R4.9～)

※ 過去の取りまとめ
・ 1次：R5.10
・ 2次：R6.2

<現在の検討項目>

- ① 国際放送の在り方
- ② ネット配信業務必須業務化の準備状況のフォローアップ

日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合 (R5.11～)
⇒ R6.11「検証会議」に移行

コンテンツWG 主査：山本龍彦教授

(R4.12～)

※ 過去の取りまとめ
・ 1次：R5.10

<現在の検討項目>

- ① 放送コンテンツの制作・流通に関わる人材の確保・育成方策
- ② 製作取引の一層の適正化
- ③ 放送コンテンツの海外展開の在り方
- ④ BB代替における著作権処理
- ⑤ 動画配信プラットフォームの在り方

適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議 (座長：舟田正之教授) (H30.10～)
・ 下請取引に関するガイドライン (適正な製作環境に関する改正を含む。)
⇒ R6.8 改訂案パブリック、R6.10 改訂版公表

衛星放送WG 主査：伊東晋名誉教授

(R5.11～)

<現在の検討項目>

- ① 衛星放送のインフラコストの低減 (衛星の共同調達・打上げ、共同衛星の管制等)
- ② 衛星による地上波代替
- ③ 右旋帯域の有効利用
- ④ 認定における通販番組の扱い
- ⑤ 災害時の衛星放送の活用

公共放送ワーキンググループ（WG）の取りまとめ（令和5年10月18日）では、NHKが必須業務として番組関連情報の配信を行うにあたっては、総務省において、メディアの多元性維持のための担保措置として、NHK、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加して評価・検証する仕組みとするよう提言された。

公共放送ワーキンググループ取りまとめ概要（関連部分抜粋）

1. NHKの役割

- ① 放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献
- ② 放送の二元体制の枠組みの下で、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供

2. インターネット活用業務の在り方

（1）必須業務化の是非と範囲

必須業務化は、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当するとして相応の費用負担を求め、継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国において提供することを意味する。1. のNHKの役割を踏まえ、少なくとも地上波テレビ放送を必須業務とすべき。

（2）必須業務として配信すべき情報の範囲

- ① 放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれないよう、その範囲は限定的に画定されるべき。（現在の理解増進情報は廃止）
- ② 制度化に当たっては、放送番組と同一の内容を基本としつつ、
 - i. 国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、
 - ii. 放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨放送法に定性的に規定すべき。

（3）メディアの多元性を維持するための担保措置

- ① 担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、
- ② その評価・検証を、NHK以外の第三者機関が、業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施する仕組みとすべき。

【当面取り組むべき事項】

NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきである。

⇒ 放送法の改正内容に反映するとともに、競争評価の仕組み等の検討を行うための準備会合を開催（R5.11～）

○放送法（昭和二十五条年法律第百三十二号）抜粋

※放送法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第36号)第 2 条による改正後

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～三十 （略）

三十一 「配信」とは、放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであつて、放送に該当しないものをいう。

三十二 「番組関連情報」とは、協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であつて、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。）をいう。

三十三・三十四 （略）

（放送番組審議機関）

第六条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。

4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

一 前項の規定により講じた措置の内容

二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要

6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

一 審議機関が放送事業者の諮問に応じた答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要

二 第四項の規定により講じた措置の内容

（目的）

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。

四 協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

五 協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第二十条の四第一項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。

六～八 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協会が放送した放送番組（放送の日から前項第四号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行うこと。

三 協会が放送する又は放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。）を、配信の事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること。

四・五 （略）

六 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

七～九 （略）

3～13 （略）

（必要的配信業務の方法）

第二十条の三 （略）

2～8 （略）

9 協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、必要的配信（ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第六十四条第八項第三号ロ及び第二百二十六条第一項ただし書において同じ。）、多重放送、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組及び当該放送番組の番組関連情報の必要的配信を除く。以下この条及び第六十四条において「特定必要的配信」という。）の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤つてその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならない。

10 協会は、特定必要的配信の普及を図るため、必要的配信業務に附帯する業務として、特定必要的配信の対象となる放送番組及び番組関連情報の全部又は一部について、第六十四条第八項第一号に規定する受信契約を締結していない者による試行的な受信を可能とするための措置を講ずることができる。この場合においては、同条第一項各号に掲げる者が同項の規定により協会と同条第八項第一号に規定する受信契約を締結しなければならないこととされている趣旨に照らして不適切なものとならないよう、配信の品質の制限その他の総務省令で定める措置を講じなければならない。

11 （略）

（番組関連情報配信業務の方法）

第二十条の四 協会は、番組関連情報の配信の業務（以下この条において「番組関連情報配信業務」という。）を自らの判断と責任において適正に遂行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。

二 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。

三 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。

3 協会は、番組関連情報配信業務を行うに当たっては、業務規程に定めるところに従わなければならない。

4 協会は、少なくとも三年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について第二項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。

5 総務大臣は、第一項の規定による届出又は前項の規定による報告があつたときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かななければならない。

6 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。

一 第一項の規定により届出のあつた業務規程が第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるとき。

二 第四項の規定による報告の内容その他の事情に照らし、業務規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたことが明らかであるにもかかわらず、協会が業務規程を変更しないとき。

7 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなく業務規程を変更しない場合において、第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

（経営委員会の権限等）

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ～カ （略）

ヨ 第二十条の四第一項に規定する業務規程

タ～マ （略）

二 （略）

2・3 （略）

（放送番組の編集等）

第八十一条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、第四条第一項に定めるところによるほか、次の各号の定めるところによらなければならない。

一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払うこと。

二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること。

三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにすること。

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければならない。

3 第百六条第一項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について、第百七条の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について準用する。

4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たっては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たっては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようにしなければならない。

6 第五条第一項、第六条、第八条から第十一条まで、第十三条、第百十条、第百七十四条及び第百七十五条の規定は、協会が外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を行う場合について準用する。

（放送番組審議会）

第八十二条 協会は、第六条第一項（前条第六項において準用する場合を含む。）の審議機関として、国内基幹放送に係る中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）並びに国際放送及び協会国際衛星放送（以下この条において「国際放送等」という。）に係る国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置くものとする。

2 地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。

3 中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は委員七人以上、国際審議会は委員十人以上をもつて組織する。

4 中央審議会及び国際審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

5 地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第二項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。

6 第六条第二項（前条第六項において準用する場合を含む。第八項において同じ。）の規定により協会の諮問に応じて審議する事項は、中央審議会にあつては国内基幹放送に係る第六条第三項に規定するもの及び全国向けの放送番組に係るもの、地方審議会にあつては第二項に規定する地域向けの放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等に係る同条第三項に規定するもの及び国際放送等の放送番組に係るものとする。

7 協会は、第二項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、地方審議会に諮問しなければならない。

8 第六条第二項の規定により協会に対して意見を述べるができる事項は、中央審議会及び地方審議会にあつては国内基幹放送の放送番組に係るもの、国際審議会にあつては国際放送等の放送番組に係るものとする。

（情報提供等）

第八十四条の二 協会は、総務省令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて総務省令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を作成し、適時に、かつ、一般にとつて利用しやすい方法により提供するものとする。

一 協会の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二 協会の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三 協会の出資又は拠出に係る法人その他の総務省令で定める法人に関する基礎的な情報

2 前項に定めるもののほか、協会は、その諸活動についての一般の理解を深めるため、その保有する情報の公開に関する施策の充実に努めるものとする。

（電波監理審議会への諮問）

第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第四項及び第五項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第一百六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三 第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画に対して付す意見

四・五 （略）

2 （略）

○放送法の一部を改正する法律(令和 6 年法律第36号) 附則 抜粋

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第四条、第五条及び第八条の規定 公布の日
- 二 (略)

(業務規程の届出に係る経過措置)

第四条 協会は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新法第二十条の四及び第二十九条の規定の例により、新法第二十条の四第一項に規定する業務規程を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該業務規程の内容が新法第二十条の四第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定により届出のあった業務規程が新法第二十条の四第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるときは、協会に対し、期限を定めて、当該業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。

4 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなくて当該業務規程を変更しない場合において、新法第二十条の四第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、当該業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

5 総務大臣は、第三項の勧告及び前項の規定による命令については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

6 電波監理審議会は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十九条の二に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合において、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十条中「電波法及び放送法」とあるのは、「電波法、放送法及び放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）」とする。

7 第四項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役員を百万円以下の罰金に処する。

8 第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をしたときは、その違反行為をした協会の役員を二十万円以下の過料に処する。

9 第一項の規定によりされた届出及び公表は、施行日において新法第二十条の四第一項の規定によりされた届出及び公表とみなす。この場合において、当該届出については、同条第五項の規定は適用しない。

10 第三項の勧告又は第四項の規定による命令（それぞれその期限が施行日以後に到来するものに限る。）は、施行日以後は、それぞれ新法第二十条の四第六項の勧告又は同条第七項の規定による命令とみなす。

(処分等の効力)

第六条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の放送法の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であって、新法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

○放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号) 抜粋

(業務規程の記載事項等)

第十条の三 業務規程(法第二十条の四第一項に規定する業務規程をいう。以下この条及び第三十条第二号において同じ。)には、次に掲げる事項をできる限り具体的に記載するものとする。

- 一 番組関連情報配信業務(法第二十条の四第一項に規定する番組関連情報配信業務をいう。以下この項において同じ。)の種類
 - 二 番組関連情報配信業務の内容
 - 三 番組関連情報配信業務の実施方法(番組関連情報配信業務の実施に要する費用の規模を含む。)
 - 四 前各号に掲げる事項が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであるようにするための措置
 - 五 番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることを確保するための措置
 - 六 番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信(法第二条第三十一号に規定する配信をいう。以下同じ。)の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことを確保するための措置
 - 七 法第二十条の四第四項に規定する評価の方法
- 2 法第二十条の四第一項の規定による届出をする場合には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 前項第六号に規定する措置が適切であると判断をした理由を記載した書類その他当該判断の際に必要なとなつた事項(法第二十条の三第十項前段に規定する措置(第十四条の二において「試行的受信措置」という。)を講ずる場合における当該措置に関する事項を含む。)を記載した一切の書類
 - 二 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 総務大臣は、法第二十条の四第一項の規定による届出があつた場合には、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除き、届出のあつた業務規程及び前項各号に掲げる書類を公表するものとする。